

韓国における問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商 JEITA	(1)	高輸入関税	<p>・時計類(ウォッチ/クロック完成品、クロックムーブメント)の関税は8%と高い。</p> <p>・アメリカの TPP からの脱退により、韓国の TPP への参加を希望していた韓国企業にとって、関税削減の実現が遠のいた。ITA により IT 関連の関税撤廃が進んだが、韓国の撤廃スケジュールは助手的である。</p> <p>また、ITA の対象となっていない電子部品も多く、関税撤廃の推進が望まれる。</p> <p>－ 関税率 8% -- Other Ceramic Products (6909190000) -- Air or Vacuum Pump Parts (8414901000) -- Co-axial cables and conductors (8544200000) -- Controlling Instruments and Apparatus (9032899090)</p> <p>－ 関税率 5% -- Piezo-electric quartz (7104100000)</p> <p>(対応)</p> <p>・2011年7月1日、韓国と欧州連合(EU)との間の FTA が暫定的に発効した。EU がアジアの国と初めて締結した貿易協定である同 FTA は、発効から5年以内に金額ベースで98.7%の関税を撤廃する。</p> <p>韓国-EU FTA の条文については、以下の URL を参照。http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/south-korea/</p> <p>・2012年3月15日、米韓 FTA 発効。</p> <p>・2015年12月20日、韓中 FTA 発効。韓国の関税撤廃は20年間で品目数92%、貿易額91%。</p>	<p>・関税の低減及び撤廃。</p> <p>・RCEP が TPP の代替として浮上している。RCEP の交渉を急いで進めてもらいたい。</p>	韓国関税法
	日機輸 日機輸	(2)	日韓 FTA/EPA 締結の遅れによる不利	<p>・韓・EU FTA、韓米 FTA などが続々と批准された一方、日韓 FTA は協議に入ることを同意しただけであり、欧米に比べ少なくとも数年の遅れが見られる。</p> <p>韓国は一般的に工業製品の関税率が高く(例:ガスタービン:8%、蒸気タービン:5%)、弊社の主要競合先である EU、米国の発電設備メーカーとの間で、競合上著しく不利になっている。</p> <p>・日韓 FTA が締結されていない為、日本からの輸出品については、原則8%の関税が係る。EU 諸国との競争になると、競合は「輸送費コストが係る」にも関わらず、トータル価格で失注。</p> <p>(対応)</p> <p>・2011年7月、韓国と EU との FTA が仮発効。発効後 2013 年までに韓・EU 貿易額が年平均4.4%増加。</p> <p>・2012年3月、韓米 FTA が発効。FTA 発効初年度の 2012 年、韓国の対米貿易黒字は 152 億ドル、2013 年は 205 億ドルへと増大し、韓米 FTA 締結直前の 2011 年に比べれば、2倍近く膨らんだ。自動車については、米国の対韓国輸出が 2011 年 11.7 億ドルから 2013 年 15 億ドルへ26.7%増加したのに対し、一方韓国の対米輸出は 2011 年 149 億ドルから 2013 年 196 億ドルへ31.6%の大幅に増加。</p> <p>・2012年11月20日、日中韓 FTA の交渉開始が宣言された。</p> <p>・2014年3月11日、韓国とカナダとの FTA 交渉が妥結。韓国は、対カナダ輸入の81.9%(関税分類品目ベース)にかかる関税を FTA 発効直後に撤廃、98.2%の関税を 10 年以内に撤廃する。</p> <p>・2014年7月7日、韓国-トルコ FTA サービス投資協定交渉、大筋合意。2015 年中に発効の見込み。</p> <p>・2014年11月10日、中韓 FTA が大筋合意し、2015 年 6 月 1 日正式署名され、2015 年 12 月 20 日に発効した。</p> <p>・2018年3月27日、米韓 FTA の見直しについて大筋合意した。</p> <p>・2019年1月1日、改定米韓 FTA が発効した。</p>	<p>・日韓 FTA 或いは EPA の早期締結、また TTP への韓国の参加につき働き掛けて頂きたい。</p> <p>・日韓 FTA の早期締結を望む。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月10日、TPP11大筋合意、同年12月8日、日EU EPA交渉が妥結。 ・2018年12月30日、TPP11が発効した。 ・2019年2月1日、日EU EPAが発効した。 		
	JBMIA	(3)	WTO情報技術協定(ITA)不履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ITA付属書B該当製品として無税通関しているデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITA付属書Bの記述内容に沿った無税通関を実施して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITA付属書B ・WTO DS376 ・GATT第2条
	日鉄連	(4)	アンチダンピング課税の濫用・長期継続	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年7月5日、日本製ステンレス棒・形鋼に対してAD調査開始(インド、スペインも対象)。 ・2004年7月30日、最終決定でクロ、AD課税決定。 ・2009年3月27日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー開始。 ・2010年2月24日、AD措置継続(3年間)。 ・2010年4月28日、日本製ステンレス厚板に対してAD調査(予備調査)を開始。対象品目は厚さ8mm以上80mm以下、幅1,000mm以上3,270mm以下のもので、主要用途は石油化学・LNG船・建設・原子力発電所・淡水化設備等。 ・2010年9月15日、予備調査の結果、クロ裁定。3～5ヵ月に亘る本調査を開始。 ・2011年2月23日、最終決定でクロ、AD課税決定。 ・2012年9月20日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する2度目のサンセットレビュー開始。 ・2013年7月25日、AD措置継続(3年間)。 ・2015年12月11日、日本製ステンレス厚板に対するサンセットレビュー開始。 ・2016年6月3日、日本・インド・スペイン製のステンレス棒鋼に対する3度目のサンセットレビュー開始。 ・2016年12月6日、ステンレス厚板AD措置継続(3年間) ・2017年6月2日、ステンレス棒鋼AD措置継続(3年間) <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年11月10日、韓国企画財務部は、日本製ステンレス鋼板に対するAD税賦課期間を3年間延長。 ・2018年6月19日、韓国政府は、日本が日本製ステンレス棒鋼に対するAD措置について、WTO協定に基づく協議を韓国政府に要請したことを受け、この問題に積極的に対応することを表明した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・措置撤廃、調査中止。 	
	日機輸	(5)	税関による関税分類の恣意的適用	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国内へ輸入する際、日本から出荷するインボイス上の統計品目番号とは別の解釈をされ、課税される。本来、半導体露光装置用のレンズおよびFPD露光装置用のレンズ/ミラーは、【半導体露光装置部品】という解釈で輸入関税がゼロであるはずだが、実際には韓国関税庁の判断でインボイス上のHSコードと異なる解釈をされており、韓国輸入通関時に「ガラス製品」として夫々下記の関税を徴収されている。 －半導体露光装置用のレンズ・・・3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス製品ではなく、半導体製造装置部品のHSコードを適用してほしい。(関税ゼロ) 	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>－FPD 露光装置用のレンズ／ミラー・・・6.5% (2017年1月時点で8%から改善)</p> <p>また、光学部品以外についてもインボイス上のHSコードが適用されず、「ガラス製品」として輸入通関が行われている。</p>			
	日機輸	(6)	返品輸出手続の煩雑	<p>・市場問題が発生したインクジェットプリンタのインクタンクを日本に戻す際、インクの成分を全て開示しないと、インクタンクを韓国から輸出が認められない。⇒2017年は事例が無く改善確認ができなかった。</p>	<p>・製品レベルにおける液体輸出手続きの簡略化を要望。</p>		
12	為替管理	日機輸	(1)	外貨借入制限	<p>・外国為替取引の自由度が低く、外貨リスクヘッジ目的の外貨借入ができない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2006年1月より資本取引許可制が廃止され、非居住者のウォン借入の取引については韓銀への申告制に転換された。当該申告は、100億ウォン以下の取引については免除されている。</p> <p>・2007年12月から、①韓国ウォン輸出入許可制の廃止、②非居住者の類似韓国ウォン勘定の統合、③非居住者が国内銀行からの韓国ウォン借入の際に申告免除限度を100億ウォンから300億ウォンに拡大、④海外取引所での韓国ウォン決済の許容、などの措置を推進。</p> <p>・2008年度建議事項回答では、為替リスクヘッジを目的とする国内使用運転資金の外貨貸出、外貨貸出用途期限を維持するために、引き続き制限する必要があるとしている。</p> <p>・2010年6月13日、韓国は、金融機関の為替先物取引に限度額を設け、企業の外貨借入の用途を制限する規則を発表した。</p> <p>・韓国の外国為替取引の原則は、①原則自由、例外規制の原則、②実需取引原則、外国為替銀行には実需確認義務。</p>	<p>・外国為替取引の自由化。</p>	<p>・外国為替管理法等</p>
	日機輸	(2)	債権債務相殺・外貨資金送金規制	<p>・非居住者との債権債務相殺、外貨資金送金の規制が厳しく、可能な場合でも許可取得手続きが煩瑣である。</p> <p>(対応)</p> <p>・韓国政府は、外国為替自由化措置方針により、5,000万米ドル以上の輸出入実績がある企業の輸出入代金の支払い・受け取り時の支給証書類提出義務を免除している。</p> <p>・2007年11月8日、財政経済部は、「市場親和的外国為替システム構築のための外国為替制度改善方策」を発表した。</p> <p>・相殺(ネットィング)には申告義務が課されている。</p> <p>①居住者が対外取引を行うに際して、非居住者に対する債務または債権を、非居住者に対する債務または債権で相殺する場合は、韓国銀行に申告。</p> <p>②外国投資法による外国人投資企業として国内出資額が1,000万米ドル以上である外国人投資企業が相殺する場合は、外国為替銀行に申告。</p> <p>(改善)</p> <p>・2007年12月、外国為替取引規定を改正して、指定取引外国為替銀行を通じた場合、年間5万米ドルまで支払い証憑を免除した。</p>	<p>・非居住者への韓国ウォン為替市場の開放。</p>	<p>・外国為替管理法等</p>	
13	金融	日鉄連	(1)	クレジットカードの保証人要件、上限規制	<p>・銀行発行クレジットカード申請の際、保証人が必要。また銀行発行クレジットカードの上限が、カード使用者のレベル、銀行への預金額の大小に関わらず低すぎるため、業務上不便が生じる。(200万W)</p> <p>(対応)</p> <p>・クレジットカード利用者の返済延滞額の増加やカード会社への規則強化などを背景として、2002年7月、カード会社に対して公的な書類による会員の返済能力(収入、資産状況)の確認、利用限度額の明確化等の与信管理の厳格化や会員募集規制の強化、少額貸出情報の統合が行われた。</p>	<p>・基準緩和。</p>	
	JEITA 日機輸	(2)	企業間資金貸出・預入規制	<p>・資本流出規制により、韓国ウォンを国外に持ち出すことが禁止されている。また、居住者と非居住者間(インターカンパニー)での資金貸出、預入実施に制約があり、当局の認可が必要。</p>	<p>・外国為替取引の自由化。 ・居住者と非居住者間での資金貸出、預入の自由化。</p>	<p>・外国為替管理法</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14税制	日鉄連	(1)	移転価格評価での法人税の扱いの不適正	・法人税設定する際の移転価格評価が他国との比較において相対的に高い。	・適正な外資企業への課税制度。	
	日機輸	(2)	BEPES 上の統合企業報告書の作成言語の選択	・韓国政府は企業会計処理と財務諸表に対しての国際的統一性を確保する為、「国際租税調整に関する法律」・「国際租税調整に関する法律施行令」に基づき、国際取引情報統合報告書の提出を企業に義務付けているが、報告書の言語が「韓国語」のみにて限られており、本社作成の報告書(英語版)をそのまま利用できず、韓国語で翻訳する手間が発生。	・統合企業報告書の言語を現地語と英語間に選択できるように変更してもらいたく。	・国際租税調整に関する法律 第 11 条第 1 項 ・国際租税調整に関する法律施行令 第 21 条の 2 第 1 項
16雇用	自動部品 日機輸	(1)	労働者過保護の労使慣行・制度	・企業の経営体力や生産性を無視した労組の賃金引上げ要求、福利処遇の改善要求等がなされる。また、処遇変更について下方硬直性が高く、労務面のリストラが進めにくい。 (対応) ・整理解雇制が導入されているが、現代自動車の紛争例にみられるように、その実効性については疑問が持たれている。 ・2003年7月発表された全国経済人連合会の調査によると、撤退を検討している外資企業の理由として労使関係(37%)が最も多かった。 ・外国投資オンブズマンに2003年上半期に寄せられた外国企業の苦情210件中50件(24%)が労働関係であった。 ・通貨危機以降、労働争議が増加傾向に転じており、2002年には年間321件と1996年の4倍の水準となっている。 ・2009年3月25日に発表された2008年度第4回半期の常勤労働者の月平均賃金総額が前年同期比1.7%減と、1998年以来のマイナスの伸びとなった。 ・2009年7月に発表された2010年の韓国の最低賃金(時給)は、前年比2.75%増の4,110ウォンとされ、1998年の通貨危機以来の低い伸びとなった。 ・2010年8月に発表された2011年の韓国の最低賃金(時給)は、前年比5.11%増の4,320ウォンとなった。労働者委員側は、26.0%引き上げを主張していた。	・就業規則の不利益変更時の労働組合同意取得条件の廃止。 ・年次有給休暇買取の法令による禁止。 ・法定退職金制度の廃止。 ・非正規職使用期限制限等の緩和。	・勤労基準法等
	日機輸	(2)	非正規職の雇用期間制限	・有期雇用は可能だが、最長2年で以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。 (対応) ・2007年7月1日、契約社員やパート、臨時工などの非正規労働者の処遇に関する「非正規労働者保護関連法」が施行された。同法には、(1)非正規労働者に対する合理的理由のない差別処遇の原則禁止、(2)雇用期間が2年を超える非正規労働者の正規労働者化、(3)2年以上使用した派遣労働者を直接雇用への切り下げ義務化、等が規定されている。 ・2008年度建議事項回答で、労働者の多数も非正規職使用期間の延長または廃止を望んでいることが判明したので、非正規労働者が職場で引き続き働けるよう法律の補完を含む総合的な対策作りを推進中であると回答があった。 ・2009年4月、韓国政府は、非正規労働者の使用期間を2年から最長4年に延長する内容の法改正案を国会に提出。 ・「期間制および短時間労働者の保護等に関する法律」では、有期契約労働者の雇用期間を2年間に制限し、それを超える場合は期間の定めのない雇用契約を締結したものとみなすと規定している。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	・期間制及び短時間労働者保護等に関する法律 ・派遣労働者保護等に関する法律

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	就業規則の不利益変更時の同意義務	<p>・韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には、労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されている。同意が前提であるため、労使交渉では企業側が一方的に不利になっている。</p> <p>ソウルジャパンプクラブから毎年建議事項として韓国政府に提出している案件である。政府側からは規定の撤廃には慎重な検討が必要という回答があり、長期検討要となっている。</p>	<p>・企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるように、不利益変更時の同意義務の撤廃をして頂きたい。</p> <p>・または、「利益変更」及び「不利益変更」が混在している場合で、総合的に勤労者に有利な場合や、一部の社員に「不利益変更」となるが、総合的には不利益変更ではない場合には、不利益変更に当たらないことを法令に明記していただきたい。</p>	<p>・労働基準法第94条第1項、及び同2項</p> <p>・韓国勤労基準法第94条</p>
	日機輸			<p>・韓国の勤労基準法では、就業規則を不利益に変更する場合、労働組合等の同意を得なければならず、就業規則の改定に最大の障壁となっている。韓国へ進出している日系企業よりも「就業規則の改定内容が合理的であっても同意手続きが必要で、会社経営の重大な危機に繋がる」「定年延長義務化にも拘わらず、賃金ピーク制の導入は組同意が必要」等のコメントがあり、勤労者への利益変更のみが担保される状況である。</p>	<p>・企業が経営環境の変化に柔軟に対応出来るよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃と、同2項に規定されている手続きの改定(雇用労働部長官への届出義務の撤廃、及びそれに代わる判断力のある司法機関での判断)をお願いしたい。</p>	
	日化協	(4)	労使交渉における過度な要求	<p>・今年度は、例年の賃金交渉に加え2年に一度の団体交渉になる。過去の労使交渉において、過度な要求と妥結までの強固な状況には、加盟する労組上部団体の先導に少なからず影響を受けていると思われる。問題は上部団体の無責任な発言にある様に感じる。</p> <p>現在交渉の場には、日本人は入らず韓国理事に委譲して無用な論争を回避するようにしている。</p>	<p>・行政を通じて上部団体への無責任な先導を回避する事ができないかを検討頂きたい。</p>	
	日機輸	(5)	低成果者解雇に関する法的要件の緩和	<p>・勤労基準法第23条第1項の定めに基づいて、使用者は勤労者を「正当な理由無しに解雇できないが、その基準が非常に厳しい為、現実的に低成果を事由にて勤労者を解雇するのは不可能な状況である。</p>	<p>・社会通念上の納得性・合理性を揃えた場合、低成果者の解雇が出来るよう、「正当な事由」の判断基準の緩和をお願いしたい。</p>	<p>・労働基準法第23条第1項</p>
	日鉄連	(6)	駐在員就労ビザ発給の基準の不明確さ	<p>・駐在員事務所の就労ビザは韓国人従業員を管理する立場の役職でないと発給不可との説明を受け、ビザ取得に支障をきたしているが、明確な発給基準は示されていない。</p> <p>(対応)</p> <p>・企業投資D-8ビザの適格者は、外国人投資促進法の規定による外国人投資企業の必須専門人材で経営や管理及び生産、技術分野に従事しようとする者であって投資者、経営者、技術者を含む。なお、技術者は国内で代替が困難な必須専門家であるとされる。2007年8月2日以降、D-8ビザ外国人に対し、在留期間が2年間延長されて5年となった。</p> <p>・駐在員事務所に必須専門家として派遣される者を対象とする就労ビザD-7の外国人投資企業の「必須専門人材」の要件は、役員(Executive)、上級管理者(Senior Manager)、専門家(Specialist)となっている。</p>	<p>・外国人就労法制度の整備。</p>	
	日機輸	(7)	通常賃金の定義及び計算方法の変更・不明瞭	<p>・2013年12月の大法院の判決により、通常賃金の計算範囲などが、これまで認識してきた雇用労働部の指針と異なるものとなり、人件費の増加に加え、過年度分の遡及について明確化されておらず、一部の企業で訴訟が起きるなど、労使間に問題と混乱が生じている。</p>	<p>・従来の雇用労働部の指針通りの法整備。</p>	<p>・労働基準法等</p> <p>2013年12月大法院判決</p>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	特許間接侵害成立要件の厳格	現在の韓国特許法によると、間接侵害の成立要件として、「専用性」(特許発明品の生産のみに使用される物(物の発明の場合)、または特許発明の方法のみに使用される物(方法発明の場合)であること)が要求され(韓国特許法 127 条)、かつ、権利者がその立証責任を負っている。しかし、専用性は、他の用途が「存在しない」という「不存在」の事実を立証することであるので、立証することが難しい場合が多い。また、特許発明の侵害に使用されることを知りながら生産・譲渡等した場合でも、その物に専用性が認められないときには、権利行使ができない。	専用性がない場合であっても、侵害者が悪意をもって(特許侵害に使用されることを知りながら)生産・譲渡等した場合であれば、間接侵害と認めてほしい。	・特許法第 127 条(侵害とみなす行為)
	日機輸	(2)	特許侵害行為に対する権利者の立証責任の不合理	侵害行為を立証または否認するための証拠は被疑侵害者が持っている場合が多いにも関わらず、その立証責任は専ら権利者が負わされているため、権利者に対する十分な保護が行われていない。	権利者が被疑侵害者による侵害を一定の範囲で立証すべきであることを前提として、そのうえで被疑侵害者が自分の侵害行為を否認するためには、被疑侵害者自らが具体的実施態様を明示しなければならないようにしてほしい。	・特許法 ・民事訴訟法
	日機輸	(3)	輸出に対する特許権の権利行使の困難	現在の特許法によると、「輸出」は実施行為に該当しない(韓国特許法 2 条)。したがって、水際において「輸出」される段階で模倣品等が発見されても、その前段階においての製造、譲渡等を立証しない限り、それに対する権利行使ができない。また、韓国貿易委員会(KTC)を通じて、輸出禁止を求めることはできるが、それは裁判所(法院)を通じての禁止ではないので、KTC では損害賠償の請求はできない。	「輸出」を特許法 2 条に「実施行為」として追加してほしい。	・韓国特許法 2 条
	日機輸	(4)	特許権の権利範囲の解釈に関する明細書参酌規定の不在	韓国法院の判例を総合的に検討してみると、特許権の権利範囲は、特許請求の範囲に記載されている事項を基礎としながら、(特許請求の範囲の記載だけではその技術的な意味を明確に理解できない場合が多いので)その技術的な意味を明確に把握するために明細書の記載を参酌することができる(ただし、明細書の参酌による解釈が、特許請求の範囲に基づく解釈に反してはならない)と理解される。それにもかかわらず、韓国特許法には、「特許発明の保護範囲は請求の範囲に書いてある事項により決められる」という規定だけが存在し(韓国特許法 97 条)、明細書参酌に関する規定は存在しないので、その法理が誤解される場合が多い。	特許権利範囲の解釈において、明細書を参酌することができるの点を法律上に定義する。	・韓国特許法 97 条
	日機輸	(5)	通常実施権の登録要件の不都合	韓国特許法 118 条 1 項によると、通常実施権は、登録しないと第三者に対抗することができない。しかし、open-innovation で通常実施権の許諾が頻繁に使われる現状を考慮すると、それらをいちいち登録し、管理することを求めるのは、企業らには非常に負担になる。また実施許諾契約は、条件はもちろんのこと、その存在自体も秘密であることが多く、登録することによって公になるのは好ましくない。	通常実施権を登録しなくとも第三者に対抗できるようにしてほしい。	・韓国特許法 118 条 1 項
	日機輸	(6)	特許侵害訴訟での無効事由判断可能の立法化の必要	韓国大法院の判決(2012.1.19.言い渡し 2010 ダ 95390 号)により、無効になることが明らかな特許権に基づいて権利行使をするのは権利濫用に該当し、そのような権利行使は認められないとして、裁判所(法院)が侵害訴訟でそのような特許の無効事由を判断することができることが明らかになった。しかし、その内容は、まだ法律上には定められていないため、立法化を通じて、裏付けられるようにしたほうがよいと思われる。	侵害訴訟において、無効になることが明らかな特許権に基づいて権利行使をするのは認められず、裁判所(法院)は侵害訴訟において特許の無効事由を判断することができる旨を特許法に明確に定めてほしい。	・韓国特許法

*経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸	(7)	コンピュータプログラム発明の特許保護対象の限定	<p>・2014年改正審査基準により、「コンピュータプログラム」を発明の対象として記載することができるようになったが、「ハードウェアと結合して媒体に保存された」との限定を請求の範囲に記載することが求められる。即ち、媒体に保存されたプログラムだけが特許の保護対象になり、プログラム自体だけでは特許の保護対象になれないと理解される。しかし、相当数のプログラムが媒体ではなくオンラインを通じて流通、伝送されている実情を考慮すると、現在の制度ではプログラム発明を十分に保護することができない。</p>	<p>・プログラム発明が特許の保護対象になるように、プログラム発明を発明の一種類として定義してほしい(韓国特許法第2条3号)。</p>	<p>・韓国特許法第2条3号</p>	
	製薬協	(8)	不合理な医薬品特許権の延長期間	<p>・新薬の許可手続等に必要期間について、特許権の存続期間を延長する制度が設けられている。 韓国特許庁では、「食品医薬品安全処長の承認を得て実施した臨床試験期間と食品医薬安全処で必要とされた許可申請関連書類の検討期間を合わせた期間」を当該許可等に必要期間としている。 そのため、新薬の許可等手続において、外国での臨床試験結果を韓国食品医薬品安全処(MFDS)に提出し、MFDSが当該新薬の許可等のために当該資料を参酌した場合であっても、当該外国での臨床試験期間は、新薬の許可手続等に必要期間として認められておらず、韓国で認められた延長期間は、日米欧で認められた延長期間と比較して短い。</p> <p>・オリジナル医薬品と同じ有効成分(活性本体)であって、塩のみが異なる医薬品(塩変更医薬品)の品目許可申請に提出する資料は、オリジナル医薬品の品目許可申請資料に依拠することにより大幅な省略が許容されている。オリジナル医薬品を上市するためには臨床試験実施に長い開発期間と莫大な費用を要するのに対して、塩変更医薬品の場合は短い開発期間と最小限の費用で品目許可を得ることができる。 韓国特許法院では、オリジナル医薬品の延長された特許権の効力が、塩変更医薬品に及ばないと判断されている。オリジナル医薬品の有効性および安全性の試験データに依拠した塩変更医薬品に延長特許権の効力が及ばないというのであれば、塩変更医薬品の製造販売許可を受けようとする者に、新規許可申請としてしかるべき臨床試験実施に基づく有効性および安全性データの提出を課さなければ公平を欠く。</p>	<p>・MFDSが新薬許可のために参酌した臨床試験については、海外で実施されたものであっても、その臨床試験期間を特許権の存続期間延長の算定に加入するよう要望する。</p> <p>・塩変更医薬品が延長された特許権の効力範囲に入るよう特許法95条を解釈して頂きたい。或いは、塩変更医薬品について、オリジナル医薬品のデータにフリーライドせず、臨床試験に基づく有効性と安全性の確認を求める医薬品許可制度としていただきたい。</p>	<p>・韓国特許法92条 ・特許庁告示第2012-17号 ・韓国特許法95条 ・特許法院第3部 2017.06.30 言渡判決 (2016ホ8636 権利範囲確認(特)、2016ホ9189(併合)権利範囲確認(特)及び2016ナ1929 特許権侵害差止)</p>	
19	工業規格、基準安全認証	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(1)	韓国独自規格・基準の煩雑	<p>・標準規格の認証が外国から輸入される物品に適用される場合、非関税障壁の機能を持つようになる。 ・国際標準化機構(ISO)品質認証に対応する国家規格でKSA9000が存在。 ・韓国産業規格(KS)が存在。</p>		<p>・KSA9000</p>
	日機輸	(2)	長期を要する工業規格・基準安全認証の許可取得日数	<p>・製品各国認可申請においての認可取得日数が75日と長い。そのため、韓国認可を含むAP220V系モデルの生産が、韓国認可取得を待ってからの生産開始や、韓国認可取得後に設計変更での製品立上げとなっている。</p>	<p>・工業規格/基準安全認証の認可処理日数の短縮を要望したい。</p>		

※経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	化評法・危害憂慮製品表示の法規制厳格化	<p>・2016年12月28日に化評法・危害憂慮製品として印刷用トナー、インクが対象に追加された。これによりIJ化成品に11項目の表示義務が発生した。一般的に表示されるようなものだけでなく本法特有な表示項目が多いためインクジェット消耗品のような小さい製品の箱に表記しきれず困っている。他国と極端に異なる法規制であり非関税障壁である。</p> <p>またこの法規制で設定されている基準値についても当局側は計算間違いをしていたと業界団体に報告している。さらに現状製品のうちのメーカーのものも最初に設定された基準を達成できない(その部分は当面発行延期)など明らかな検討不足である。韓国の加湿器事件を発端として早急に法改正せざるを得なかったとはいえ法規制の内容にかなり不備がある。</p>	<p>・製品表示に関する法規制を厳しくしてもユーザーが危険性の有無を判断することは不可能であるためあまり意味がない。他国法規制と同等レベルの表示規制としてほしい。</p> <p>・また技術的に意味のない基準値を設定しないよう希望する。</p>	韓国・化評法
	JEITA	(4)	不完全なKCマーク安全認証の相互認証	<p>・韓国のKCマーク安全認証では、電気用品安全法、UL規格等を参考にしているが、完全な相互認証にはいたっていない。</p>	<p>・完全な相互認証として、認証の手続きを簡素化する。</p>	
22環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	環境ラベル取得の認証基準の不透明	<p>・環境ラベル取得時の認証過程において、基準に明文化されていない、或いは基準の文章からは到底想像できない事項を要求されることがある。</p> <p><事例> 国内の他の法律を引用して環境ラベル取得の基準として用いられる。また基準には無い、製品の材質の名前/割合が求められたケースがあった。</p>	<p>・環境ラベルの運用は、基準に明記されている事項の範囲に従って行っていただきたい。また明文化されていない運用については早期に明文化していただきたい。</p>	韓国エコラベル 等
	日化協	(2)	内容が定まらないK-REACH(化評法)	<p>・2015年からK-REACH(化評法)が施行され始まったが、未だに定着しておらず、法改正が続いている。法律規制が厳しくなっており、輸入対応するのに費用やマンパワーの問題も発生。</p>	<p>・少量サンプル輸入手続きの簡素化。</p> <p>・K-reach 対応に関する外資系企業向け総合案内サービスの提供。</p>	化学物質の登録及び評価などに関する法律、第8条、第10条、第11条
	建産協	(3)	新規化学物質規制の頻繁な改正	<p>・当社では、シーリングや現場仕上げ塗料等、化学品を輸出するケースがあるが、新規化学物質規制の改正が頻繁に行われる為、タイムリーな対応に苦慮している。</p>	<p>・化学物質に関する規制情報をアップデートし、周知願いたい。</p>	K-REACH
24法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	猶予期間が不十分な法律・基準の制定・改正の施行	<p>・基準・法律等の新規策定・改正により、製品の仕様や設計、材料等に大きな変更を加えなければならないことがある。このような場合、十分な検討時間が与えられないと、企業にとって大きな負荷・負担となる。</p>	<p>・基準・法律等の新規策定・改正時には、業界へのインパクトを評価し、製品の仕様や設計、材料等に変更を伴う場合には十分な検討期間を与えていただきたい。</p>	韓国「分離排出法」
26その他	フル工	(1)	経済・政情・国交の不安定	<p>・韓国経済と政情が不安。合わせて国交も不安。今後の貿易や人の行き来に、何か悪影響がでないか心配。</p>	<p>・関連情報の発信。</p>	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。